○心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上の災害の認定について

令和3年9月15日地基補第260号 各支部長あて 理事長

標記の件については、令和3年9月15日以降、「公務上の災害の認定基準について」(平成15年9月24日地基補第153号)によるほか、下記により取り扱われたい。

なお、「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」(平成13年12月12日地基補第239号)は廃止するので、了知されたい。

記

- 第1 心・血管疾患及び脳血管疾患が公務上の災害と認められる場合の要件
 - 1 次のいずれかに該当したことにより、医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患の発症の基礎となる血管病変等の病態を加齢、一般生活等によるいわゆる自然的経過を超えて著しく増悪させ、当該疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷(以下「過重負荷」という。)を受けていたことが明らかに認められることが必要である。
 - (1) 発症前に、職務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと。
 - (2) 発症前に、通常の日常の職務(被災職員が占めていた職に割り当てられた職務であって、1日当たり平均概ね8時間(1週当たり平均概ね40時間)の勤務内に行う日常の職務をいう。以下同じ。)に比較して特に過重な職務に従事したこと。
 - 2 過重負荷を受けてから、心・血管疾患及び脳血管疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められることが必要である。通常は、過重負荷を受けてから24時間以内に症状が顕在化するが、症状が顕在化するまでに2日程度以上を経過する症例もあるので、個別事案に係る疾患の発症機序等に応じ、鑑別を行う必要がある。

第2 認定の対象とする疾患

本通知が認定の対象とする心・血管疾患及び脳血管疾患(これらの疾患の うち負傷に起因するものを除く。以下「対象疾患」という。)は、次に掲げ るものをいう。

1 心・血管疾患

- (1) 狭心症
- (2) 心筋梗塞
- (3) 心停止(心臓性突然死を含む。)
- (4) 重症の不整脈(心室細動等)
- (5) 重篤な心不全
- (6) 肺塞栓症
- (7) 大動脈解離
- 2 脳血管疾患
 - (1) くも膜下出血
 - (2) 脳出血
 - (3) 脳梗塞
 - (4) 高血圧性脳症

第3 対象疾患の公務起因性の判断に関する取扱い

1 対象疾患が公務(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条 第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。) に起因するか否かの判断(以下「公務起因性の判断」という。)を行うに 当たっては、第1の要件及び対象疾患について、迅速かつ適正に調査し、 医学経験則に照らし、総合的に評価して判断する。

この場合において、過重負荷を評価するための期間は、個別事案ごとに 異なるものであるが、第1の1(2)の場合にあっては、比較的長期間(発 症前概ね半年間程度とするが、特別の事情が特に長期間に及ぶことを余儀 なくされていた場合は概ね1年間程度)を要するものがあることに留意す る必要がある。

2 公務起因性の判断については、理事長に協議することとする。 この場合において、理事長は、公務起因性の判断が複雑かつ困難と思料 する事案については、複数の医学専門家から対象疾患の発症機序、鑑別診 断等に関する医学的知見を徴するものとする。

第4 認定要件の具体的事項等の運用

- 1 第1の1(1)の「異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと」とは、当該出来事・事態によって急激な血圧変動や血管収縮等を引き起こすことが 医学上妥当と認められるものであり、次に掲げる場合である。
 - (1) 医学経験則上、対象疾患を発症させる可能性のある爆発物、薬物等による犯罪又は大地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な状態に職務に関連して遭遇したことが明らかな場合
 - (2) 日常は肉体的労働を行わない職員が、勤務場所又はその施設等の火災

等特別な事態が発生したことにより、特に過重な肉体的労働を必要とする職務を命じられ、当該職務を行っていた場合

- (3) 暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で長時間にわたって職務を行っていた場合
- (4) 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす 事態に職務に関連して遭遇した場合
- (5) 急激で著しい肉体的負荷を強いられる事態又は急激で著しい作業環境の変化の下で職務を行っていた場合
- 2 第1の1(2)の「通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したこと」とは、医学経験則上、対象疾患を発症させる可能性のある特に過重な職務に従事したことをいい、勤務形態・時間、業務内容・量、勤務環境、精神的又は肉体的負荷の状況及び疲労の蓄積等の面で特に過重な職務の遂行を余儀なくされた、次に掲げる場合等である。
 - (1) 発症前1週間程度から数週間(「2~3週間」をいう。)程度にわたる、特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていた場合
 - (2) 発症前1か月程度にわたる、過重で長時間に及ぶ時間外勤務(発症日から起算して、週当たり平均25時間程度以上の連続)を行っていた場合
 - (3) 発症前1か月を超える、過重で長時間に及ぶ時間外勤務(発症日から起算して、週当たり平均20時間程度以上の連続)を行っていた場合
- 3 第4の2(1)から(3)に掲げる時間外勤務の評価のほか、次に掲げる職務 従事状況等を評価要因とし、医学経験則に照らし、精神的、肉体的過重性 が認められる場合は、それらを時間外勤務の評価に加えて総合的に評価す る。
 - (1) 交替制勤務職員の深夜勤務 (22時から翌朝5時までの勤務) 中の頻 回出動及び深夜勤務時間数の著しい増加・仮眠時間数の著しい減少等の 職務従事状況
 - (2) 著しい騒音、寒暖差、寒冷、暑熱等不快・不健康な勤務環境下における職務従事状況
 - (3) 緊急呼出による勤務、勤務を要しない日も勤務したことによる連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、拘束時間が長い勤務、不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務等の勤務時間が不規則な職務への従事状況
 - (4) 頻回出張、時差を伴う出張等の勤務公署外における移動を伴う職務へ の従事状況
 - (5) その他、精神的又は肉体的負荷を伴う職務への従事状況
- 4 第4の2及び3の場合において、特に過重な職務への従事状況の評価は、 被災職員と職種、職、職務経験及び年齢等が同程度の職員(以下「同種職 員等」という。)にとっても、特に過重な職務に従事したと認められるか

否かについて客観的に行う必要がある。

この場合において、同種職員等には、対象疾患の発症の基礎となる血管 病変等を有しているものの、通常の日常の職務の遂行に特に支障がない程 度の職員も含まれていることに留意すること。

第5 対象疾患の発症機序等について

対象疾患は、医学経験則に照らせば、被災職員に係る加齢等の属性と発症の基礎となる血管病変等や高血圧症などの生活習慣病等の個体的要因に生活的要因、職務上の要因が相加・相乗に作用して発症するものである。

したがって、被災職員が有する素因・基礎疾患の病態が高度であると認められる場合には、公務が相対的に有力な原因となって発症したか否かについて、医学経験則に照らし、慎重に判断することが必要である。

第6 留意事項

- 1 過重負荷を受けたことにより発症したとして被災職員等から請求のあった対象疾患以外の循環器系の疾患の認定については、過重な職務に従事したことにより受けた強度の精神的又は肉体的負荷が、医学経験則上、当該疾患発症の相対的に有力な原因と認められる場合には、「公務に起因することの明らかな疾病」と認められることに留意することが必要である。
- 2 心・血管疾患及び脳血管疾患の診断病名は、ICD-10 (疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回修正版)に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」(平成27年総務省告示第35号)による診断病名が一般に用いられる場合が多いが、我が国の従来診断病名 (例えば心不全死、脳卒中等)によるものがあることに留意することが必要である。
- 3 本通知の適正な運用のためには詳細な調査が必要であるが、関係者等に対して調査を実施する際には、特にプライバシーの保護に配慮するとともに、収集した諸資料の保全に注意することが必要である。

第7 公務起因性の判断のための調査事項

- (1) 一般的事項
- (2) 災害発生の状況
- (3) 災害発生前の職務従事状況及び生活状況等
- (4) 被災職員の身体状況に関する事項
- (5) 発症前の被災職員の前駆症状又は警告症状の有無及びその詳細
- (6) 発症後の医師の所見等
- (7) 支部専門医の所見
- (8) その他の事項